

第 34 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 8 年 4 月 27 日（月） 9 時 00 分～ 9 時 41 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢樋 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（5 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○野崎 正信

4 欠席委員

⑧馬見新 貢 ○尾上 進 ○山平 俊治

5 議事日程

諮問第 6 号 折口・多田地区地域計画の変更に係る意見について
議案第 14 号 非農地判断について
議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 17 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（農地法第 5 条）
議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 査	藤山 泰彦
	中間管理機構事業推進業務員	梶尾 末義
	中間管理機構事業推進業務員	山元 正彦
	中間管理機構事業事務業務員	橋口 茜
○農政林務課	主 事	奥 裕太

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は 11 名であります。
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立しているこ
とを御報告いたします。

それでは、ただいまから第 34 回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 1、議事録署名委員の指名であります。議長において、5 番 白濱 和
利 委員、6 番 牛堀 佐喜子 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、第 34 回定例農業委員会総会は、本日の 1 日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成
しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 3、諸報告であります。3 月 25 日に鹿児島市で開催されました第 109 回
農業会議通常総会に私が出席いたしました。

次に、3 月 31 日に事務局内において、該当職員に対し、令和 8 年 3 月 31 日付け
の辞令交付を行いました。

次に、4 月 1 日に事務局内において、同様に令和 8 年 4 月 1 日付けの辞令交付を
行いました。

次に、4 月 2 日に鶴翔高校で開催されました農業後継者育成協議会監査事務に私
が出席いたしました。

次に、4 月 8 日に鶴翔高校で開催されました第 22 回鶴翔高校入学式に私が出席い
たしました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 4、諮問第 6 号 折口・多田地区地域計画の変更に係る意見についてを議
題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課（奥 裕太）

それでは、諮問第6号 折口・多田地区地域計画の変更に係る意見について説明させていただきます。

この計画につきましては、令和5年の農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが地域計画として法定化されたことに伴い、地域における農業の将来のあり方等について、地域の協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的利用を図るための計画を令和7年3月末までに市内12地区で策定したところであります。

今回、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならないとなっており、折口・多田地区において変更がありましたので、委員の皆様の御意見を賜りたく諮問させて頂いたところであります。

変更があった箇所について御説明いたします。

説明させていただく内容につきましては、変更があった箇所について御説明いたします。

初めに、折口地区から説明させていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

赤字で記載しています箇所が、今回地域での話し合いにより、変更・追加があった箇所になります。

今回の地域計画(案)(折口地区)につきましては、1の(1)の地域計画の区域の状況については、地区全体の農地面積は田が45ha、畑が34.1haの計79.1haを地域計画のエリアに設定しております。

また、利用者や認定農業者等含む農業を担う者は全体で36経営体としております。

次に、3ページ、3の農業の将来の在り方を達成するためにとるべき必要な措置につきましては、所有者不明農地が増加しており、そのため荒廃農地が増え耕作しづらい状況にあるため、所有者不明農地制度の活用を検討し、地域全体で農地の管理を進めるとなっております。

また、小規模な農地が多く、耕作する上で効率が悪いとため、畦畔除去や大区画化の検討を進めることとなっております。

次に、地域内の農業を担う者については、5～6ページになります。

こちらは、この地域で中心的に農業経営を行っている者を記載しております。

変更箇所につきましては、一つ目は担う者一覧の現在の経営面積、将来の経営面積の表記を小数点第2までの表記を行っております。

また、折口地区で農業を担う者の現状の経営面積は44.32haですが、10年後目標面積につきましては47.72haであり、約3haを集積する計画となっております。

続きまして、多田地区の説明をさせていただきます。

多田地区の新旧対照表の1ページを御覧ください。

今回の地域計画(案)(多田地区)につきましては、1の(1)の地域計画の区域の状況

については、地区全体の農地面積は田が 52.8ha、畑が 41.8ha の計 94.6ha を地域計画のエリアに設定しております。

また、利用者や認定農業者等含む農業を担う者は全体で 34 経営体としております。

次に、3 ページ、3 の農業の将来の在り方を達成するためにとるべき必要な措置につきまして、多田地区におきましては、高齢化により農地や山林等を手放したい農業者が増えてきており、今後も管理していくためにも認定農業者や新規就農者に農地のあっせん等を進めるとなっております。

また、園芸品目については、高温障害等により単収が減少しているため、地域全体で土壌消毒を含めた土づくりを推進することとなっております。

次に、地域内の農業を担う者については、5～6 ページになります。

こちらは、この地域で中心的に農業経営を行っている者を記載しております。

変更箇所につきましては、一つ目は担う者一覧の現在の経営面積、将来の経営面積の表記を小数点第 2 までの表記を行っております。

また、多田地区で土地を移譲したことにより 2 名を名簿から削除を行ったところ です。

多田地区で農業を担う者の現状の経営面積は 48.53ha ですが、10 年後目標面積につきましては 56.93ha であり、約 12ha を集積する計画となっております。

諮問第 6 号の説明につきましては以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第 6 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 5、議案第 14 号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

議案第 14 号、非農地判断について御説明いたします。

始めに、今月の非農地証明願からになります。

議案書は 4 ページを御覧ください。

申請件数は 4 件であり、農用地区域外の田が 1 筆の 152 m²、畑が 4 筆の 1,910 m²、合計 5 筆の 2,062 m²になります。

確認については、4 月 9 日に担当の農業委員と事務局で行いました。

現場については、雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、転用地についても、転用後 20 年以上経過しており、非農地であることを確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は 5 ページから 8 ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内の田が 1 筆の 467 m²、畑が 21 筆の 14,398 m²で合計が 22 筆の 14,865 m²であります。

また、農用地区域外の田が 12 筆の 5,309 m²、畑が 49 筆の 24,410 m²で合計が 61 筆の 29,719 m²であります。

したがって、非農地判断した全体の合計は 83 筆の 44,584 m²になります。

今月の非農地証明願と再生利用が困難と判断した農地の合計は 88 筆の 46,646 m²になります。

確認につきましては、令和 8 年 4 月 6 日、8 日、10 日に農業委員 2 名と推進委員 1 名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは除外申請が必要になります。

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 6、議案第 15 号　農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

ただし、「〇〇　〇〇」委員が議事参与の制限に該当しますので、「〇〇　〇〇」委員の退席を願います。

議長　（田嶋　輝男）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局　（岩崎　展幸）

それでは、議案第 15 号について御説明いたします。

議案書は 10 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 1 件であります。

それでは、整理番号 1 について説明します。

地図につきましては、別添資料 1 ページになります。

申請地は、赤瀬川〇〇番の畑、面積が 27 m²であります。

譲受人は「〇〇　〇〇」さん、譲渡人は「〇〇　〇〇」さんです。

申請の理由は、譲受人の都合により贈与により農地を取得するものであります。

取得後は、隣接する赤瀬川〇〇番の畑とともに露地野菜を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

3 番、「高原　熊夫」委員

委員　（高原　熊夫）

議案第 15 号に係る調査は、4 月 9 日に 4 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 1 についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 7、議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第 16 号について御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件であります。

始めに、整理番号 1 の案件を御説明いたします。

議案書は 12 ページ、地図は別添資料の 2 ページから 3 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住宅専用地域になります。

譲受人は、本市鶴川内に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築する

ため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の雨水排水について、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

次に、整理番号２の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の４ページから５ページを御覧ください。

本件は、通路への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第２種農地に該当します。

譲受人は、京都市に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請理由は、譲受人の住宅に市道から入って行く道がありますが、その角部分に高さがあり、曲がる際に脱輪する危険があるため、申請地を購入して拡張するために申請するものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

４番 「矢樋 学」委員

委員 （矢樋 学）

議案第１６号に係る調査結果について報告します。

調査は、４月９日に３番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号１の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

続きまして、整理番号２の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、石積みするなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （中野 和徳）

整理番号2について、質問します。

申請地の取得理由は、譲受人の住宅に市道から入って行く道の拡張のためとのことでありますが、譲受人の住宅は資料の地図のどこになりますか。

事務局 （岩崎 展幸）

位置図でいきますと、申請地の右下の所になり、表示は行っておりませんでした。また、地籍図においても、記載した地籍図の右下の所となりますので、記載はございませんでした。

今後の総会等でお示しする地図等においては、分かりやすいものとするようにいたします。

委員 （中野 和徳）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第8、議案第17号 農地転用許可後の事業計画変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第 17 号について御説明いたします。

議案書は 14 ページ、地図は別添資料の 6 ページから 10 ページになります。

本件の申請者は、阿久根市波留に在住の「〇〇 〇〇」さんです。

本件は山林への転用を目的として、令和 3 年 12 月 28 日付けで農地法第 5 条による許可を受けた転用及び所有権移転について、当該転用の事業の計画を変更することによる農地転用事業計画変更承認申請であります。

当初の事業計画では、波留〇〇番の畑にクヌギを植える予定になっていましたが、隣地に住宅があります「〇〇 〇〇」さんが自身の仕事に係る作業工場を建築したいとのことで、地図の 7 ページのとおり転用許可を受けている波留〇〇番と波留〇〇番の宅地を取得し、作業工場を建築するための事業計画変更の申請になります。

現在、土地の一部分で切土等の工事が行われており、事業計画変更の承認を受ける前に変更行為が行われたことについては、今回の申請書に始末書が添付されております。

また、申請地では切土等の工事が行われておりますが、申請地の場所は盛土規制法の規制区域の「宅地造成時等工事規制区域」（市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア）に分類され、規制区域内で盛土・切土をする場合は、あらかじめ鹿児島県知事の許可等が必要となっております。

農業委員会は、転用申請等があった場合には県の盛土対策室に許可や申請が出されているかを確認し、農地転用許可については、盛土規制法での審査が完了し許可された日以降に行うこととされています。

本件について、鹿児島県土木部監理課に問い合わせたところ、「相談を受けており、今回の場合は盛土規制法の許可手続きはいらない。」とのことであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

4 番 「矢樋 学」委員

委員 （矢樋 学）

議案第 17 号に係る調査は、4 月 9 日に 3 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

前回、許可を受けた転用地と農地以外を含み、事業計画が当初の山林から作業工場を建築するものに変更するというものでした。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書も提出されていることから、今回の計画変更による周辺の土地への影響はないと思われます。

したがって、本件は承認相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、承認相当であります。

調査委員の承認のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号については、承認することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 9、議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

それでは、議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、利用権の設定 111 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

利用権の設定について、議案書 16 ページの総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画は、令和 8 年 7 月 1 日貸付開始分の申請であり、農地 111 筆、面積 103,030 m²の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5 年間が 101 筆の 93,551 m²、10 年間が 10 筆の 9,479 m²となっております。

また、地目別では、田が 44 筆の 45,200 m²、畑が 67 筆の 57,830 m²となっております。

利用権を設定する 111 件の内訳につきましては、議案書の 17 ページから 22 ページに記載のとおりであります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

それでは、以上をもちまして、第 34 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 41 分

議事録署名日 令和 8 年 5 月 25 日

農 業 委 員 会 会 長 ----- 田 嶋 輝 男 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 白 濱 和 利 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 牛 堀 佐 喜 子 -----

書 記 ----- 下 脇 一 博 -----